

成蹊大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する規則

制 定 2015年3月4日
大 学 評 議 会
最新改正 2015年4月8日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第21条の規定に基づき、成蹊大学(以下「本学」という。)において、研究活動の不正行為(以下単に「不正行為」という。)が生じた場合における調査方法、措置等に関し必要な事項を定める。

(告発の受付)

第2条 最高管理責任者は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第20条に定める通報窓口への告発に基づき、不正行為が疑われる場合には、関連する部局長又は部局長に代わる者(以下「部局長等」という。)に対して、予備調査を行わせるものとする。

2 最高管理責任者は、通報窓口へ告発の意思を明示しない情報提供又は相談がなされた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、情報提供又は相談を行った者の意思を確認した上で、告発に準じた取扱いをするものとする。

3 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、匿名の告発に準じた取扱いをするものとする。

(不正行為への警告)

第3条 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発、情報提供又は相談があった場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、その対象となった者に警告を行うものとする。

(予備調査)

第4条 部局長等は、予備調査の指示を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、速やかに告発の内容の合理性、本調査の実施可能性等について調査を行い、かつ、予備調査の指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(1) 不正行為が行われた可能性

(2) 告発に科学的な合理性のある理由が示されているか否か

(3) 当該事案に係る研究活動の公表から告発がなされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等研究成果の事後の検証を可能とするもの(以下「関係資料等」という。)について本学が定める保存期間を超えるか否か

2 部局長等は、本調査の証拠となり得る関係資料等を保全する措置をとることができる。

3 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査の決定)

第5条 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、告発の受付から30日以内に、告発の内容の合理性を確認して本調査の要否を決定するものとする。

2 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、告発者、情報提供者及び相談者(以下「申立者等」という。)並びに被申立者に本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る学外の研究費の配分機関(以下「資金配分機関」という。)及び関係省庁に対し、本調査を行う旨を報告するものとする。

3 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、理由を添えてその旨申立者等に通知するものとする。この場合において、予備調査に関わる資料等を保存し、資金配分機関、関係省庁又は申立者等の求めがあった場合には、開示するものとする。

(証拠資料等の保全)

第6条 最高管理責任者は、告発を受けた研究活動に関し、不正行為の物的・科学的証拠となる資料等(以下「証拠資料等」という。)を保全する措置をとるものとする。

2 前項の措置に必要な場合を除き、被申立者の研究活動は、これを制限してはならない。

(調査委員会)

第7条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに研究活動の不正行為に係る本調査のための委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員は、最高管理責任者がその都度委嘱する。

(1) 本学の教職員

(2) 本学と直接の利害関係を有さない外部有識者

3 委員のうち半数以上は、前項第2号による委員でなければならない。

4 委員は、申立者等及び被申立者と直接の利害関係を有さない者でなければならない。

5 調査委員会に委員長を置き、委員のうちから最高管理責任者が任命した者をもって充てる。

(委員に係る異議申立て)

第8条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を申立者等及び被申立者に通知するものとし、申立者等及び被申立者は、委員の選任について異議を申立てることができる。

2 前項における異議申立ては、原則として、前項の通知を受けた日から起算して7日以内に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、異議申立てがあった場合は、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を申立者等及び被申立者に通知するものとする。

(研究費の支出停止等)

第9条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから第16条に規定する調査結果の報告を受けるまでの間、被申立者に対して告発された事案に係る研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

(本調査の実施)

第10条 調査委員会は、本調査の実施の決定後30日以内に本調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、被申立者及び申立者等に本調査への協力を求めることができる。

3 調査委員会は、当該事案に係る研究活動に関する論文及び関係資料等の精査、関係者からのヒアリング、再実験の要請等の方法により本調査を実施する。

4 調査委員会は、本調査の過程において、被申立者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会が必要と認める場合は、当該事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被申立者の他の研究活動も本調査の対象に含めることができる。

6 調査委員会は、再現性の検証のため被申立者に対し再実験を要請する場合又は被申立者自らの意思により再実験を申し出て調査委員会がその必要性を認める場合には、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)を踏まえた上で、合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に再実験を行わせるものとする。

(本調査の中間報告)

第11条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、資金配分機関等からの求めがあった場合には、最高管理責任者の了承を得て、本調査の中間報告を資金配分機関等に提出するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第12条 本調査の過程において、被申立者が当該事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと及び論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第13条 調査委員会は、本調査を行うに当たり、告発された事案に係る公表前のデータ、論文等の研究又は技術上の秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分に

配慮するものとする。

(本調査への協力義務)

第14条 調査委員会から本調査への協力を求められた者は、誠実に協力するとともに虚偽の申告又は証言をしてはならない。

(認定の方法)

第15条 調査委員会は、本調査の結果及び被申立者が行う説明並びに本調査によって得られた、証拠資料等、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断して不正行為か否かの認定を行う。この場合において、調査委員会は、被申立者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

2 調査委員会は、被申立者の説明その他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する関係資料等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被申立者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

3 調査委員会は、不正行為が行われたと認定する場合は、不正行為の内容及び悪質性、関与した者とその関与の程度、当該研究活動に係る論文等における各著者の役割その他必要な事項について認定を行う。

4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定する場合であって、告発が悪意（被申立者を陥れるため、被申立者が行う研究を妨害するため等、専ら被申立者に何らかの損害を与えること又は本学等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、調査委員会は、申立者等に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第16条 委員長は、本調査の結果及び認定結果（以下これらを「調査結果」という。）について、本調査の開始後150日以内に調査報告書をもって最高管理責任者に報告するものとする。ただし、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合には、その理由及び認定の予定日を最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第17条 最高管理責任者は、調査結果について、書面により申立者等及び被申立者（被申立者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、申立者等が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第18条 次の各号に掲げる者は、通知された調査結果について、通報窓口を通じて最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

(1) 不正行為を認定された被申立者

(2) 悪意に基づく告発を認定された申立者等

2 前項の不服申立ては、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に行うものとし、かつ、書面を通報窓口へ提出することにより行わなければならない。

3 前2項の規定に基づき不服申立てを行った者（以下「不服申立者」という。）は、前項に定める不服申立ての期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

(不服申立ての審査)

第19条 最高管理責任者は、不服申立てを受けた場合は、調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。

2 最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員を交代し、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。この場合における調査委員会の構成は、第7条の規定を適用する。

3 調査委員会は、最高管理責任者からの指示に基づき、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査

実施の必要性の有無を速やかに決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 4 調査委員会は、審査の結果、当該事案の再審査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合は、その旨を最高管理責任者に報告するものとする。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて報告するものとする。

(再調査の実施)

第20条 前条第3項の審査の結果、調査委員会が再調査の実施を決定したときは、調査委員会は、再調査を行う旨を最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 調査委員会は、再調査に当たって、不服申立者に対して、認定結果を覆すに足るものと不服申立者が思料する資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。
- 3 調査委員会は、不服申立者から前項の協力が得られない場合には、再調査を実施せず手続を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、不服申立者に当該決定を通知するものとする。
- 4 調査委員会は、第1項に規定する再調査を行う場合は、再調査の開始から50日以内に先の認定結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に認定結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(再調査等の通知及び報告)

第21条 最高管理責任者は、被申立者から不服申立てがあった場合は申立者等に対して通知し、申立者等から不服申立てがあった場合は被申立者に対して通知するものとし、いずれの場合においても、資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査の開始を決定した場合及び前条第3項に定める再調査の打ち切りを決定した場合も同様とする。

(認定の確定)

第22条 不正行為の認定及び不正行為がないとする場合における申立者等の悪意の認定は、次の各号に掲げるいずれかの場合をもって確定とする。

- (1) 第17条による通知後、被申立者及び申立者等の双方から不服申立てがなかった場合
 - (2) 不服申立てに対し、再調査を実施しないことを決定した場合
 - (3) 不服申立てに対する再調査を終えた場合
- 2 最高管理責任者は、前項に基づき認定が確定した場合は、資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(理事長への報告)

第23条 前条により不正行為を認定する場合又は不正行為がないとする場合で、申立者等の悪意の認定が確定したときは、最高管理責任者は、理事長にその旨を報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告を行うに当たり、理事長に対して、成蹊学園の規則等に基づく解任、懲戒処分、契約の解除等を含む適切な措置の検討を要請することができる。

(認定確定後の措置)

第24条 最高管理責任者は、認定確定後、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 不正行為が行われたとの認定が確定した場合
 - ア 次の事項の公表を行う。ただし、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取下げられていたときは、(ア)の当該不正行為に関与した者の氏名・所属は公表しないことができる。
 - (ア) 不正行為に関与した者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)の氏名及び所属
 - (イ) 不正行為の内容
 - (ウ) 委員の氏名及び所属
 - (エ) 調査の方法・手順等
 - (オ) 本学が公表時までに行った措置の内容
 - (カ) その他必要と認める事項

イ 被認定者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対する研究費の使用中止を命ずる。

ウ 被認定者の論文等の取下げ、訂正その他の措置の勧告を行う。この場合において、被認定者は勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応じるか否かの意思表示を行わなければならない。

エ ウの規定に基づき勧告が行われた場合において、被認定者が勧告に応じないときは、その事実を公表する。

オ その他必要な措置を講ずる。

(2) 不正行為がなかったとの認定が確定した場合

ア 研究費の支出停止、証拠保全等の措置を解除する。

イ 調査結果は公表しない。ただし、被申立者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

ウ 悪意に基づく告発であった場合は、悪意に基づく告発であることを認定した調査結果を公表するとともに必要な措置を講ずる。

2 前項の措置のほか、悪質性が高いと認められる場合には、刑事告発又は民事訴訟の措置をとるものとする。

(是正措置等)

第25条 最高管理責任者は、不正行為が認定された場合は、部局長等に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを命ずるとともに、必要に応じて本学全体における是正措置等をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を資金配分機関、文部科学省その他の関係省庁に対して報告するものとする。

(秘密保護義務)

第26条 調査委員会の委員その他告発の手續に関係した者は、その対応を通じて知り得た内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 最高管理責任者、部局長等及び委員長は、申立者等、被申立者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、申立者等及び被申立者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、申立者等及び被申立者の了解を得て、調査中にかかわらず、本調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責めに帰すべき理由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者、部局長等、委員長その他関係者は、申立者等、被申立者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、当該申立者等、被申立者、調査協力者又は関係者等の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第27条 不正行為に係る告発に関係した者は、悪意に基づく告発であることが認定されない限り、単に告発を行ったことを理由に、不利益な取扱いを受けることはない。

2 被申立者の研究活動は、相当な理由なしに、単に告発が行われたことのみをもって、部分的又は全面的に禁止され、又はその他不利益な取扱いを受けることはない。

(規則の改廃)

第28条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2015年3月4日制定)

1 この規則は、2015年3月4日から施行する。

2 この規則の施行日以降に通報窓口寄せられた告発については、不正行為の疑いが生じた時期にかかわらず、この規則を適用する。

附 則 (2015年4月8日一部改正)

この規則は、2015年4月8日から施行する。